

令和3年度

第12回豊後高田市農業委員会総会議事録

日時 令和3年3月7日(月)午前10時00分

場所 豊後高田市役所高田庁舎

本館2階コスモスホール

出席委員

出席委員 13名 欠席委員 0名

議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
1	佐々木弘幸	○	6	神田三重子	○	11	河野三男	○
2	友延都茂子	○	7	河野孝也	○	12	市成信正	○
3	河野利治	○	8	野間保廣	○	13	和泉陣	○
4	川野元憲司	○	9	宗一則	○			
5	中野正年	○	10	内田勝夫	○			

農地利用最適化推進委員 3名

永野次郎委員 筒井正之委員 尾上慎一委員

事務局職員 3名

事務局長 塩崎 康弘 事務局次長 應利 豪晋
総括主幹 伊藤 康輔

会議に付した事件

- 議案第78号 農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の設定について
- 議案第79号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について(農委処分)
- 議案第80号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可取り消しについて
- 議案第81号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- 議案第82号 農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)
- 議案第83号 農用地利用集積計画の決定について(貸借権設定)
- 議案第84号 農用地利用配分計画に係る農用地貸付(案)について
- 議案第85号 農地所有適格法人に関する要件適格届出書について
- 議案第86号 令和4年度農作業標準賃金について

報告事項

- (1) 農地法第52条に基づく賃借料情報の提供について
- (2) 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

開会 午前10時00分

局 長	<p>それでは、第 12 回の総会に入ります前に、資格確認についてご報告いたします。</p> <p>農業委員総数 13 名中、本日の出席委員 13 名、欠席委員 0 名で、過半数を超えております。</p> <p>従いまして農業委員会会議規則第 6 条の定めにより、本総会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>なお、会議の議長は、会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、ご了承願います。それでは、会長よろしく願います。</p>
議 長	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>オミクロン株による第 6 波が依然として猛威をふるっており、県下でも 300 人前後、市内でも 2 人から 4 名前後が感染しており、家族感染が多いようです。気をつけましょう。</p> <p>それから先般、3 月 1 日に田染地区の推進委員であります河野範康氏が 56 歳の若さで亡くなりました。ご冥福をお祈り申し上げますとともに、私達も定期的に検診を受け、自分の体は自分で守るよう心掛けましょう。</p> <p>3 月 4 日付の農業新聞では、田染の富貴茶園の永松さん夫婦が耕作放棄地解消事業の成功例で、肉用牛の繁殖放牧の省力化で高い利益を上げている永松方式として掲載されておりました。参考になるのではなかろうかと思えます。</p> <p>それでは座って進行させていただきます。</p> <p>ただいまから、令和 3 年度最後の第 12 回豊後高田市農業委員会総会を開会します。</p> <p>開会にあたりまして、会議規則第 13 条第 2 項の規定に基づき、議事録署名委員を選任したいと思います。</p> <p>慣例により議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしであります。</p> <p>よって議事録署名委員に、4 番：川野元憲司委員及び 5 番：中野正年委員にお願いします。</p> <p>なお、議事整理のため、意見のある方は挙手をし、議長が指名した人のみ、発言を行ってください。皆様のご協力をお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議案第 78 号、農地法施行規則第 17 条第 2 項を適用する区域の設定についての審議を行います。事務局から提案いたします。</p>
事務局	<p>議案第 78 号、農地法施行規則第 17 条第 2 項を適用する区域の指定について次のとおり、別段の面積の指定を行いたいので、意見を求めます。議案書 1 ページです。</p>

農地法施行規則第 17 条第 2 項の規定により、「豊後高田市空き家バンク」に登録されている空き家の所有者等が所有する農地で、空き家に付随する遊休農地の場合は、その面積を下限の面積として指定するという運用をしています。

本件につきましても空き家バンクに登録されている空き家に付随する遊休農地です。

申請地は、 字 番、地目は畑、面積は 605 m²の遊休農地です。

今回、別段の面積として指定し告示した場合、この農地に限り、農地として所有権を移転することができる下限面積が農地の面積 605 m²となり、購入者は 区域の下限面積 50 a 未満の耕作をする方であっても所有権移転することが可能となります。

以上、審議のほどよろしくお願ひします。

議 長

ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問等はありませんか。

(ありませんの声)

議 長

ご意見、ご異議がなければ、本案は、原案のとおり区域の設定をしたいと思ひますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしであります。よって、本案は、原案のとおり区域の指定をすることに決しました。

次に、議案第 79 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について審議を行います。

事務局から提案します。

事務局

議案第 79 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について意見を求めます。2 ページをご覧ください。

申請番号 99 番、所在が 字 番 外 筆で、地目は田と畑、合計面積が 9,929 m²、渡人が の さん、受人が の さんです。申請事由は、渡人が経営廃止、受人が経営規模の拡大で贈与するものであります。

申請番号 100 番、所在が 字 番 で、地目は田、面積が 1,745 m²、渡人が の さん、受人が の さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 101 番、所在が 字 番 で、地目は畑、面積が 486 m²、渡人が の さん、受人が の さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で贈与するものであります。

議長

無いようですので、これを許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第 81 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について審議を行います。事務局から提案します。

事務局

議案第 81 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について次のとおり、許可申請があったので意見を求めます。議案書の 6 ページからです。

申請番号 31 番、申請地は、 字 番で、地目は畑、面積が 616 m²の農業公共投資の対象となっていない農地で、農地区分は第 3 種農地です。

都市計画の用途区分は第 1 種中高層住居専用地域に該当します。

転用目的は一般住宅用地です。

 の 側、約 m の場所に位置し、西と南を 、東を 、北を に接しています。

利用計画についてですが、譲受人は市内に居住する会社員で、申請地を購入し建築面積 142.63 m²の木造 2 階建て住宅を新築する計画です。

盛土等を行わず、現状のまま整地を行う計画で、西側の境界に沿い L 型擁壁を新設することとすることで、土砂の流出のおそれはないものと考えられます。

また、境界から十分距離をとり住宅を建築するため、周囲の営農に支障はないものと考えられます。

雨水排水につきましては、自然浸透のほか、土地の北側にある既設側溝を経由して市道の側溝に放流し、汚水雑排水については公共下水道に放流する計画です。

申請者は現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

また、農地法以外に、その他行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は、土地取得費と建築工事費で約 円を見込んでおり、事業費以上の金額が預金された金融機関の残高証明書が添付されています。

工事期間は許可後から令和 4 年 10 月 31 日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。

許可基準は運用通知の許可基準第 2 の 1 の (1) のエの (イ) 「第 3 種農地の転用は許可をすることができる。」に該当します。

申請番号 32 番、申請地は、 字 番 で、地目は田、面積が 722 m²の農業公共投資の対象となっていない農地で、農地区分は、第 3 種農地です。

都市計画の用途区分は第 1 種低層住居専用地域に該当します。

転用目的は駐車場兼一般住宅用地です。

市道■■■■線の■■■■から約■■■mの場所に位置し、東に■■■■、周囲を■■■■に接しています。

本件譲受人は、先ほど審議いただいた許可の取り消し案件の申請人と同じ方で、許可取り消しを受け、新たに本件申請をするものであります。

利用計画についてですが、譲受人は、市内の会社員で、申請地に建築面積128.35㎡の木造平屋建て住宅を建築するとともに、仕事で使用する建設車両の駐車場を整備する計画です。

擁壁と同じ高さまで約20cm盛土し、整地する計画で、別途、市の環境課に豊後高田市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例第3条第3項の規定に基づく届出書を提出しています。

平屋のため、日照及び通風に問題はなく、周辺農地への影響もないものと考えられます。

雨水排水及び合併浄化槽の処理水につきましては、市道水路に放流する計画です。

申請者は現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

また、農地法以外に、その他行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は、土地取得費と建築工事費で■■■■円を見込んでおり、事業費に見合う金額の金融機関が発行した融資見込証明書が添付されています。

工事期間は許可後から令和4年10月10日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。

許可基準は運用通知の許可基準第2の1の(1)のエの(イ)「第3種農地の転用は許可をすることができる。」に該当します。

申請番号33番、申請地は、■■■字■■■■番■■■で、地目は田、面積が92㎡の農業公共投資の対象となっていない農地で、農地区分は第3種農地です。

都市計画の用途区分は第1種低層住居専用地域に該当します。

転用目的は宅地分譲用地です。

申請地は■■■■から市道■■■■線を■■■に約■■■m進んだ場所に位置し、西を■■■■、北と東を■■■■、南を■■■に接しています。

利用計画についてですが、転用者は■■■■の不動産業者で、申請地を取得し、同社が取得している隣接地と併せ、宅地分譲用地の造成を計画しています。

盛土せず、敷地内を整地し、境界に沿ってコンクリートブロックを設置する計画のため、土砂の流出や崩壊の恐れはなく隣接農地への影響はないものと考えられます。

雨水は市道の側溝に排水し、下水は公共下水道に接続し排水する計画です。

申請者は現在、農地転用違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。農地法以外とし

ては、その他行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は土地取得費、造成費で 〇〇〇〇〇 円を見込んでおり、すべて自己資金で賄う計画で、金融機関が発行した事業費を超える金額の預金残高証明書が添付されています。

工事期間は、許可日から令和4年4月10日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。

許可基準は運用通知の許可基準第2の1の(1)のエの(イ)「第3種農地の転用は許可をすることができる。」に該当します。

申請番号34番、申請地は、〇〇〇字〇〇〇番〇〇で、地目は畑、面積が611㎡の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、農地区分は第2種農地です。

転用目的は太陽光発電施設、倉庫及び駐車場用地です。

申請地は、市道〇〇〇線と市道〇〇〇線の交差点から〇〇〇に約〇〇〇mの場所に位置し、北に〇〇〇、周囲を〇〇〇に接しています。

利用計画についてですが、譲受人は市内在住の会社員で、親から申請地の贈与を受け、太陽光パネル21枚、発電出力6kwの太陽光発電施設とスチール製倉庫及び駐車場用地を整備する計画です。

盛土せず、敷地内を整地する計画で、境界に土留め施工するため、土砂の流出や崩壊の恐れはなく隣接農地への影響はないものと考えられます。

雨水は自然浸透のほかオーバーフロー分は北側の既設側溝を経由して市道の側溝に排水する計画です。

申請者は現在、農地転用違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。農地法以外としては、その他行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は、建築工事費として 〇〇〇〇〇 円を見込んでおり、すべて自己資金で賄う予定で、それを満たす金融機関が発行した残高証明書が添付されています。

また、九州経済産業局の事業計画認定通知書の写し及び九州電力株式会社からの工事費負担金の請求書の写しが添付されています。

工事期間は許可後から令和4年12月31日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断できます。

許可基準は、運用通知の第2の1の(1)のオの(イ)で、「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達することができない場合」に該当します。

以上です。

事務局による現地調査及び転用基準との比較検討の結果、申請内容に問題はないとのことですが、ここで、地元の農地利用最適化推進委員及び農業委員の意見をいただきたいと思えます。

申請番号31番につきまして、筒井正之推進委員からお願いします。

議 長

筒井正之 推進委員	はい。申請番号 31 番について、2月 21 日に事務局、農業委員、私で現地の確認を行いました。その結果、申請の当該農地については周辺が団地化されており、先程事務局の説明がありましたとおり、申請どおりで問題ないと思われまますのでご審議の程よろしくお願ひします。
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>同じく現地確認をしていただきました 3 番：河野委員からも意見があればお願ひします。</p>
3 番： 河野委員	はい。先程筒井委員並びに事務局から報告のありましたとおり、現地確認の結果、特に問題はないと判断いたしました。
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に申請番号 32、33 番につきまして、永野次郎推進委員からお願ひします。</p>
永野次郎 推進委員	去る 2 月 21 日、私と中野委員と事務局で現地の確認に行ってきました。事務局の説明どおり問題ないと思ひます。
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>同じく現地確認をしていただきました 5 番：中野委員からも意見があればお願ひします。</p>
5 番： 中野委員	2 月 21 日に現地確認をいたしました。先程事務局、永野委員の意見のとおひ問題はないと思われまます。以上です。
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、申請番号 34 番につきまして、尾上慎一推進委員からお願ひします。</p>
尾上慎一 推進委員	現地確認したところ、問題ないというふうには判断いたしました。
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>同じく現地確認をしていただきました 4 番：川野元委員からも意見があればお願ひします。</p>
4 番： 川野元委員	はい。特に問題はありません。
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>地元委員の意見では問題ないとのことですが、これに、ご意見、ご質問の</p>

次に、議案第 83 号、農用地利用集積計画による貸借権設定についての審議を行います。事務局から提案します。

事務局

議案第 83 号、農用地利用集積計画の決定についてです。権利種別が貸借権設定の案件で、農地中間管理機構を介した農地中間管理事業も含まれています。

それでは、集積表が 20 ページにありますのでご覧ください。

表の下から 2 行目の小計で、利用権設定等の田の面積が 46,884 m²、畑の面積が 15,191 m²の合計面積が 62,075 m²で、利用権を設定する農家数 21 戸、利用権の設定等を受ける農家数 12 戸で、利用権等の種類別面積のうち貸借に係る面積 30,724 m²、使用貸借に係る面積 25,890 m²です。

詳細につきましては議案書 12 ページから記載していますのでご覧ください。以上、提案します。

議長

ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。

(ありませんの声)

議長

無いようですので、これを認めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしであります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第 84 号、農用地利用配分計画に係る農用地貸付（案）についての審議を行います。事務局から提案します。

事務局

議案第 84 号、農用地利用配分計画に係る農用地貸付（案）についてですが、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、農地中間管理事業における農用地貸付に係る利用配分計画を定めたいので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき意見を求めます。

お手元に配布してあります別紙 A 3 用紙の貸付調書についてあわせてご覧ください。議案書の 17 ページからの権利設定を受けての配分計画の内訳を記載しているものです。別紙の農用地貸付調書をご覧ください。

1 ページ目で、借受者 XXXXXXXXXX さんに 10 件の合計面積が 10,931 m²の貸し付けが示されています。

2 ページ目で、借受者 XXXXXXXXXX に 2 件の合計面積が 3,798 m²の貸し付けが示されています。

3 ページ目で、借受者 XXXXXXXXXX さんに面積が 1,866 m²の貸し付けが示されています。

以上、提案します。

いることから行っているものです。

別紙の令和4年度農作業標準賃金(案)をご覧ください。

令和3年度と比較して、どの作業についても作業料金は上がっています。

増額理由としては、別紙に参考資料として資料をつけていますが、大分県最低賃金と燃料費の上昇によるものでございます。

近隣自治体の標準賃金についても資料をつけていますので、ご確認ください。以上、提案します。

議長

ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。
はい、内田委員。

10番：
内田委員

最近、新聞等でお分かりのように原油価格が非常に高騰しておりまして、その影響で軽油とかガソリン、混合油等が値上がりしております。作業料金をみても、去年に比べてわずかに料金が上がっておりますけれども、実態を反映していないという気がします。全般的に、今の燃料値上げはこの作業料金の改正案をうわまっているのではないかという気はしますので意見として挙げておきたいと思えます。

議長

はい。他にありませんか。

それでは事務局、検討した内容等、詳細にご説明ください。

事務局

はい。それでは、先程の燃料費に関してよく反映されていないのではないかということについてでございますが、お手元に大分県最低賃金・軽油・ガソリン価格比較という資料を添付させていただいておりますので、こちらをご覧ください。中段と下段、軽油価格とガソリン価格についての部分をご覧ください。

これは令和3年の1月12日現在と令和4年2月14日現在の燃料費の比較をしているものでございますが、いずれもℓ当り35円未満程の、20と数パーセント上がっているというような現状を踏まえているところでございます。

これを受け、どの賃金におきましても概ね50円程度、作業賃金として上げていくことを検討させていただいたということでございます。

上げ幅については確かに様々なご意見があるかと存じます。昨年度の賃金比較表につきましては令和元年度から比較して据え置きさせていただいたという経緯がございますので、実際どうなのかということで様々な議論をいただく余地はあるかと思えます。けれども、これは豊後高田市内の方の事業に、公に参考としていただく一つの指標となり得るものでございますから、米や麦の生産の収入があまり上がらない中で、価格を上げ過ぎるというものなかなか難しいのではないかとといったことも考慮しつつ、この値段になったということでございます。

議長

はい。その他作業の件は、シルバー人材センターの価格等もこれを参考にしている関係がございます。事務局から提案されたような考え方で、あくまでも

目安と言いますか参考の賃金ということで、内田委員から意見のあった件について、また、向こう一年間この価格でいくという関係がございますので皆さま方何かございませんか。

はい。野間委員。

8番：
野間委員

昨年だったかと思うのですけれども、内田委員から麦の刈賃が少し安いのではないかという意見があったのですが、今年も油が若干上がったので、せめて麦刈りの賃金だけでも少し上げてはどうかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

少し話が変わりますが、トラクター作業で春田おこしですね。これが大体30馬力程のトラクターで1時間に約30くらい油を使うんですね。その場合に、30分くらいで耕耘すると思うんですよ。そうするとこの油代は同じくらいだと思うのですけれども、麦刈りの場合はコンバインが非常に傷みやすいので、少し額を上げてはどうかと思います。以上です。

議長

はい。ここで参考に少しお聞きしたいのですけれども、麦を作っている人は大体コンバインを所持しているのでしょうか。持っているとのことであれば、賃貸の関係がそんなにはないということですね。

はい。川野元委員。

4番：
川野元委員

私は法人の麦が8町程あるのですけれども、最初から一反で1万円ぐらいはもらっています。20分くらいで刈りますかね。なので、私としては1万円ぐらいでいいのではないかと考えています。機械が大きいですから、それで高いということもあるのでしょうか。

議長

私が思うには、麦を作っている人は大体コンバインを持っていると思うのですけれども、先程、法人で作業受託していて妥当な金額ではないかという川野元委員の意見がありました。いかがでしょうか。参考価格として300円上がっているのですけれども、良いのでしょうか。

はい。内田委員。

10番：
内田委員

草刈り作業で、燃料費込みで1,200円は1,250円になっておりますけれども、豊後高田の多面的機能支払制度の協議会というのが別途出来ておりました。その中でこういった機械の借上げ料について提案が出ています。草刈機を使った作業では、1時間あたり500円が相当というような数字が出ております。その500円の根拠には内訳が出ておまして、500円プラス日当が1時間1,000円とすると、1時間あたり1,500円ぐらいが相当なのではないかなと思います。1時間1,250円を燃料費込みで作業してくれと言っても誰もしてくれないのではなかろうかという気がしますがけれども。これは私の意見として。

議長

例えば、私のところの場合は、中山間事業も多面的機能も1時間1,200円。

区の草刈機を使った場合には1,000円。自分のものを持ち込んだ時には1,200円差し上げています。大体4時間くらい草刈りをするのですけれども、そういう形でしております。シルバー人材センターもこの金額を参考にしますから、あまり適度にあげられない面もありますし、あくまでも参考でございますので。

10番： 多面的機能支払制度の協議会で出た意見として参考に、ということです。
内田委員

議 長 他に多面的機能支払制度でしておられるところの日当はいくらでしょうか。

5番： シルバー人材でやっているところより少し高くして1,200円か1,300円くらいでしょうか。
中野委員

4番： 私のところは多面的、中山間、両方とも1,500円ですね。
川野元委員

9番： 先程言われた多面から提示された金額でこれからは会計をしてくださいということだったのですけれども、私のところはもっと高かったのが様々なのではないかなと思います。その平均が500円の借上げ料ということで。

議 長 そこには行き賃、帰り賃というの時間的に含まれているのでしょうか。

9番： 現場の集合時間からなので入っていないと思うのですけれども。1時間計算で30分の行き帰りと言われたら半分にするかとかはないと思うので、その辺りは大雑把ですね。
宗委員

4番： いいでしょうか。ある地区の方とお話する機会がありまして、あなたのところは時給いくらでやっているのかと聞かれたので、うちは1,000円でやっていますと。草刈りをした時には500円プラスするとか、というような話をしたのですが、やはり経営的な差があって800円とか900円くらいの時給しか払えないということで、それにプラスして草刈り作業ということでやっているという話は聞きました。そういうところもあるので、あまり極端に上げたりするとそういう地区は困るのではないかと思います。
川野元委員

3番： いいでしょうか。作業料金はあくまでも目安でいいのではないかと私は思います。今、先程から草刈りやらの話が出ていますが、各法人や個人が雇うなりでお願いする相手によるところもあると思うのですけれども、経営のことを考えれば払いたくても払えない集落営農法人とかもあると思うので、それはその法人の経営の中で判断していけばいいということで、私はこの料金で十分なのではないかと思います。
河野委員

それと、先程稲刈り麦刈りの話もありましたけれども、水稻にしましても

地域を見るとほとんどが担い手に集約してきているということで、その方たちは自分の機械を使って農業一貫完結型でしていくので、仮にここの料金が高くなろうと安くなろうと実際料金を会社の中で払うわけではないのですけれども、まだ個別で頑張っている方がいる中では、そういった大型機械を持っていないので頼まれる方もいますけれども、そういう時にこの資料が参考になるということであれば、今先程言われたように米などはもうかなり安くなっていますので、安くなっている中で高い借り賃を貰うというのも抵抗はありますが、現実経費が上がっているということであれば、またそれには若干気持ちを加えたいなというのも作業に行く方の考えですので、これくらいの上げ幅が妥当ではないかなと私は思います。

ほとんどの方が担い手で、土地を集めてきていますし、集めた方は自分のところで機械を所有してやっていますので、豊後高田市の中で捉えてもこの作業料金を当てはめてお願いするという方はあまりいないのではないかなと思います。

以上です。

議長

はい。それでは総合的に調整いたしまして、この資料でいきたいと思いますが、これを認めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

続きまして、報告事項に入ります。

報告事項(1)農地法第52条に基づく賃借料情報の提供について、事務局から報告します。

事務局

報告事項(1)農地法52条に基づく賃借料情報について令和3年1月から令和3年12月までに締結された賃貸借における10aあたりの賃借料標準について、次のとおり報告します。24ページになります。

全域での田の部、基盤整備地域が平均額6,500円、最高額11,986円、最低額3,000円、未整備地域が平均額5,900円、最高額10,800円、最低額2,395円。畑の部、干拓地域が平均額20,500円、最高額50,000円、最低額7,325円となっています。

なお本案件につきましては、賃借料を水稻の物納支給としている場合、60キロあたり10,800円に換算しています。また、平均額は算出結果を四捨五入し、100円単位としています。

以上です。

議長

この件につきまして、ご質問等はございませんか。

(ありませんの声)

議 長

無いようですので、次に、報告事項（2）農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について、事務局から報告します。

事務局

報告事項（2）農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について次のとおり通知がありましたので報告します。25 ページになります。

届出番号 31 番、所在が■■■字■■■番■■■、外■■筆で、地目が畑、合計面積が 3,566 m²で、貸人が■■■の■■■さん、借人が■■■の■■■さんです。

解約事由については借り人の都合で合意解約するものです。

届出番号 32 番、所在が■■■字■■■番■■■、外■■筆で、地目が畑、合計面積が 1,465 m²で、貸人が■■■の■■■さん、借人が■■■の■■■さんです。

解約事由については借り人の都合で合意解約するものです。

届出番号 33 番、所在が■■■字■■■番■■■、外■■筆で、地目が田、合計面積が 2,064 m²で、貸人が■■■の■■■さん、借人が■■■の■■■さんです。

解約事由については借り人の都合で合意解約するものです。

以上です。

議 長

この件につきまして、ご質問等はございませんか。

(ありませんの声)

議 長

無いようですので、以上で、本総会の議事がすべて終了しました。

これをもちまして、令和 3 年度豊後高田市農業委員会第 12 回総会を閉会します。お疲れ様でした。

その他、事務局より事務連絡等があればお願いします。

その他の事項 (別紙配布)

(令和 3 年度委員報酬の支払いについて《別添 通知文参照》)

(3 月分活動記録等の書類提出について《別添 通知文参照》)

(非農地通知について)

(令和 4 年度総会等年間予定表について・・・別添参照)

(次回 (令和 4 年度：第 1 回) 総会について)

午前 10 時 51 分

令和 3 年 3 月 7 日